

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」申請受付について

新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する支援制度のご案内です。

申請をご希望の方は、「「学生等の学びを継続するための緊急給付金」申請の手引き」を熟読のうえ、申請期限までに必要書類を学生課にご提出ください。

※ 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」申請の手引き(以下、「手引き」)は、クラスルームにアップロードしています。

※ 申請者の中で選考を行い、推薦者を決定します。この度の選考で推薦外となった方につきましては、「推薦保留」とし、第2回目の推薦時に再度選考いたします。

！日本学生支援機構 給付奨学生方ご注意ください！

- 2021年12月10日において「振込中」の方については、選考なく給付金の支給が決定していますので、こちらは申請不要です。別途、12月22日に案内したクラスルームの投稿内容や、メールで詳細をご確認ください。
- 2021年12月10日において「振込保留中」や「休・停止中」であり、緊急給付金を希望する方については、こちらで申請を行ってください。

◆ **支給金額:** 10万円

◆ **支給方法:**

申請者(学生)本人名義の口座に振り込まれます。取扱い金融機関については、「手引き」p.3でご確認ください。

◆ **支給対象者の要件(基準):** 必ず「手引き」p.4～p.5でご確認ください。

◆ **申請方法:**

「手引き」p.6をご確認のうえ、以下の書類を期限までに学生課へご提出ください。(スマートフォンを利用した申請については、現在調整中です。整い次第改めてご案内します。)

【提出書類】

①【様式1】申請書	必要事項を記入してください。(クラスルームより印刷のうえご利用ください。)「3.申し送り事項」には、現状を詳細にご記載ください。(例 多子家庭、ひとり親世帯等)
②【様式2】誓約書	必要事項を記入してください。(クラスルームより印刷のうえご利用ください。)
③要件を確認するための証明書類	<u>「手引き p.6」を必ずご確認のうえ、状況に合う証明書類をご提出ください。</u>

提出期限: 2022年1月14日(金)17:00 (郵送の場合は期限必着)

【問合せ・提出先】

神戸海星女子学院大学 学生課 〒657-0805 兵庫県神戸市灘区青谷町 2-7-1
(電話) 078-805-6633 (メール) gakusei@kaisei.ac.jp
<9:00~17:00 (土日祝を除く)>

※ 2021年12月28日(火)午後~2022年1月6日(木)は業務休業期間です。